

令和 8 年第 4 回半田市議会定例会 会期日程（案）

目次	月 日	曜日	会 議	開議時刻	摘 要
1	6月16日	火	本会議	9:30	開会 会議録署名議員の指名について 諸報告について 会期の決定について 議案上程 市政に関する一般質問
2	6月17日	水	本会議 (委員会)	9:30	市政に関する一般質問、議案質疑、委員会付託 予算委員会（分科会送付）
3	6月18日	木	休 会		
4	6月19日	金	休 会		
5	6月20日	土	休 会		
6	6月21日	日	休 会		
7	6月22日	月	(委員会・分科会)	(9:30)	9:30～総務、13:30～文教厚生
8	6月23日	火	(委員会・分科会)	(9:30)	9:30～建設産業 13:30～予算委員会（採決） 〔討論通告締切 午後4時〕
9	6月24日	水	(議運)	(10:00)	
10	6月25日	木	休 会		
11	6月26日	金	本会議	9:30	委員長報告、質疑、討論、採決 特別委員会設置、閉会

一般質問通告予約期間	5月29日（金）午前9時～2日（火）午後4時
一般質問通告期間	6月 3日（水）午前9時～午後3時
一般質問ヒアリング	6月 4日（木）・5日（金）
議会運営委員会（告示日）	6月 8日（月）午前10時00分
全員協議会（議案関係）	6月 8日（月）午後1時30分
一般質問項目修正期限	6月 8日（月）午後3時00分
議会運営委員会（最終日2日前）	6月24日（水）午前10時00分
全員協議会（議案以外）	6月24日（水）午後1時30分

令和 8 年 第 4 回 半 田 市 議 会 定 例 会

議 事 日 程 (第 号)

令和 年 月 日 () 時 分 開会

日程	議案番号	議 案 題 名	付 託 委員会	審議 結果
1		議席の一部変更について		
2		会議録署名議員の指名について		
3		諸報告について		
4		会期の決定について		
5	報告 10	半田市土地開発公社の経営状況について		
6	報告 11	令和 7 年度半田市一般会計繰越明許費の繰越しについて		
7	報告 12	令和 7 年度半田市 J R 半田駅前土地区画整理事業特別会計繰越明許費の繰越しについて		
8	報告 13	令和 7 年度半田市水道事業会計予算の繰越しについて		
9	報告 14	令和 7 年度半田市下水道事業会計予算の繰越しについて		
10	4 4	令和 8 年度半田市一般会計補正予算第 2 号	予算 (各分科会)	
11	4 5	令和 8 年度半田市水道事業会計補正予算第 1 号	予算 (建設産業)	
12	4 6	半田市立公民館条例の一部改正について	文教厚生	
13	4 7	半田市高度先端産業立地促進条例の全部改正について	建設産業	
14	4 8	半田市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について	総務	
15	4 9	亀崎地区無電柱化等整備工事(週休 2 日)請負契約の締結について	建設産業	
16	5 0	半田市農業委員会の委員の任命について		
17	議員 提出 1	特別委員会の設置について		
18		特別委員会委員の選任について		
19		議員派遣について		

議員派遣について

地方自治法第100条及び会議規則第159条の規定により次のとおり議員を派遣する。
ただし、議決した内容に変更を生じた場合は、議長において内容を変更し、決定することができる。

令和8年6月26日提出

記

衣浦五市議会議長会議

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 碧南市
- (3) 派遣期間 令和8年7月23日（1日間）
- (4) 派遣議員 芳金秀展議員

知多五市議会議長会

- (1) 派遣目的 会議への出席
- (2) 派遣場所 東海市
- (3) 派遣期間 令和8年8月3日（1日間）
- (4) 派遣議員 芳金秀展議員

議長席

答弁席

質問席

10	9
竹内功治	田中嵩久

8	7	6
鈴木英華	芳金秀展	山本裕介

5	4	3
國弘秀之	伊藤正興	有留麻由

2	1
小出義一	中村和也

22	21	20
石川英之	岩田玲子	沢田清

19	18	17
渡邊昭司	榊原瑞輝	鈴木幸彦

16	15	14
澤田勝	加藤美幸	新美保博

13	12	11
麻生七海	坂井美穂	山田清一

- 出入口 -

2026 年 5 月 11 日

半田市議会議長 様

**最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援
の拡充と公正取引を求める意見書の提出を求める陳情**

日本の最低賃金は、先進諸国と比較して低水準でありその金額差は拡大傾向にあります。また、地域別最低賃金制度は、地域間および男女間の賃金格差に影響を及ぼし、地方から大都市圏への人口流出をいっそう深刻化させる要因の一つとなっています。

高市早苗首相は、昨秋の臨時国会において、「最低賃金については骨太方針 2025 で 2020 年代に全国平均 1,500 円という高い目標の達成に向けたゆまぬ努力を継続するという方針は閣議決定されている」と表明しました。あわせて、「その目標を事業者のみならずには丸投げいたしません」「継続的に賃上げができる環境整備にしっかりと取り組む」と述べています。これらの発言を具体的施策として着実に実行することが、今まさに求められています。

最低賃金法第 1 条は「賃金の低廉な労働者について、賃金の最低額を保障することにより、労働条件の改善を図り、もって、労働者の生活の安定、労働力の質的向上及び事業の公正な競争の確保に資する」と規定しています。最低賃金制度の根幹は、日本国憲法第 25 条に基づく生存権の保障にあり、その水準は健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるものでなければなりません。

愛知県労働組合総連合(愛労連)が実施した「愛知県 2024 年若年単身者世帯の最低生計費試算結果」によれば、県内で暮らす 20 代単身者の必要最低生計費額は、月額で男性 270,906 円、女性 265,330 円、時間額ではそれぞれ 1,806 円、1,769 円とされています。これに対し、2025 年の愛知県最低賃金は時間額 1,140 円にとどまり、大きな乖離があります。全国的にも物価高騰の影響を加味した 2024 年以降の試算結果によれば、1,700 円から 1,900 円必要との結果が出されています。最低賃金を速やかに全国一律 1,500 円以上へ引き上げることは、「地方創生」を推進するうえでも極めて重要です。

現在、最も高い東京都の最低賃金は 1,226 円、最も低い高知県・宮崎県・沖縄県は 1,023 円であり、最高額と最低額の差は 203 円に及びます。この格差は、地方の人口減少と地域経済の疲弊に拍車をかけています。昨年最低賃金改定では、39 道府県が中央最低賃金審議会の示した目安額を上回る改定を行っており、地域間格差是正を求める声は広がっています。

一方で、最低賃金の大幅な引き上げを実現するためには、中小・小規模事業者への支援強化が不可欠です。労務費上昇分を適正に価格転嫁できる公正な取引環境の整備、政府による助成措置や社会保険料負担軽減などの直接支援の拡充が求められます。あわせて、2026 年 1 月に施行された中小受託取引適正化法の実効性を確保し、下請事業者への不当な単価引き下げが行われないよう万全の対策を講じる必要があります。

最低賃金の引き上げは、労働者・国民の生活を底上げし、購買力を高め、地域経済を活性化させる重要な施策です。地域内で所得が循環する経済構造の確立にも資するものです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。
2. 最低賃金を今すぐ時給 1,500 円以上に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げのために、中小企業・小規模事業所支援策を抜本的に拡充するとともに、中小受託取引適正化法の実効性を確保し、公正取引を保障すること。



【意見書案①】 国宛

最低賃金の全国一律化と大幅引き上げ、中小企業支援の拡充と公正取引を求める意見書(案)

長期にわたる物価高騰は、市民生活を圧迫し、中小企業・小規模事業所に深刻な影響を及ぼし、地域経済を疲弊させている。とりわけ、最低賃金近傍で働くパートなどの非正規雇用労働者やフリーランスなど、立場の弱い労働者の生活は極めて厳しい状況にある。

労働者の生活を守り、日本経済の回復を進めるためには、賃金引き上げの流れを一層加速させ、国内総生産(GDP)の約6割を占める個人消費を下支えし、経済の好循環を確立することが不可欠である。そのためには、最低賃金の抜本的改善による賃金の底上げが求められている。

2025年の地域別最低賃金は、最も高い東京都で時給1,226円、愛知県で1,140円、最も低い高知県・宮崎県・沖縄県では1,023円にとどまっている。1日8時間働いたとしても、月額賃金は約15万円から18万円程度(税込み)であり、最低賃金法第9条第3項に定める「労働者の健康で文化的な最低限度の生活」を十分に確保できる水準とは言い難い。

現行の地域別最低賃金制度は、最低賃金決定の三要素である「労働者の生計費及び賃金」並びに「通常の事業の賃金支払能力」を考慮して定める仕組みとなっている。しかし、地域別制度の下では、賃金水準や支払能力が低い地域ほど低い水準にとどまる構造となり、地域間格差が固定化されるおそれがある。また、高い地域も低い地域との均衡を意識せざるを得ず、全体の引き上げを抑制する要因ともなっている。

このような制度の下では、人口の一極集中や若者の都市部への流出に歯止めをかけることは困難である。最低賃金が低い地域では賃金水準全体が抑えられ、年金、生活保護費、公務員賃金など、地域間の生活水準や経済格差にも影響を及ぼしている。賃金は経済の最も基礎となるものであり、その底上げと格差是正なくして、日本経済の持続的かつ健全な再生は望めない。

世界においては全国一律の最低賃金制度を採用する国が多数を占めており、日本の最低賃金水準はOECD諸国の中でも下位から5番目と指摘されている。各国では、大胆な財政支援や中小企業への直接支援、公正な取引環境の整備などと一体で最低賃金の引き上げを進めている。我が国においても、全国一律制度への法改正を行うに当たり、中小企業・小規模事業者に対する実効性ある支援策を抜本的に拡充・強化することが不可欠である。

労働者の生活の安定と労働力の質の向上、消費購買力の確保を図り、循環型の地域経済を確立することにより、誰もが安心して暮らせる社会の実現を目指すべきである。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 最低賃金法を改正し、全国一律最低賃金制度を実現すること。
2. 最低賃金を今すぐ時給1,500円以上に引き上げること。
3. 最低賃金の引き上げのために、中小企業・小規模事業所支援策を抜本的に拡充するとともに、中小受託取引適正化法の実効性を確保し、公正取引を保障すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

内閣総理大臣 宛

厚生労働大臣

〇〇〇議会

議長

2026 年 5 月 11 日

半田市議会議長 様

愛知県最低賃金の適切な引き上げに愛知県が積極的な役割を發揮することを求める意見書の提出を求める陳情

長引く物価高騰のもと、日本の実質賃金は4年連続のマイナスとなっており、県民生活を改善するためには、物価上昇を上回る賃金引き上げが極めて重要となっています。とりわけ最低賃金の引き上げは、多くの非正規労働者の賃金に直接波及する重要な施策です。

「あいちの就業状況」によれば、愛知県内で働く「非正規の職員・従業員」は130万人を超えています。最低賃金の引き上げは、非正規労働者だけでなく、若年労働者など賃金水準の低い正規労働者の賃金にも好影響を与えると考えられます。

労働運動総合研究所（労働総研）による「最低賃金を1,500円に引き上げた場合の経済効果試算（2023年）」によれば、愛知県内の生産誘発額は約1兆1,359億円、付加価値誘発額（生産活動によって新たに生み出された価値であり、雇用者所得や営業余剰など）は約6,682億円、雇用者数は約6万7,100人の増加が見込まれています。また、これに伴う税収増は約1,296億円（国795億円、愛知県501億円）と試算されており、県内経済にとって大きな効果をもたらすとされています。

2025年8月19日、大村秀章愛知県知事は、赤澤亮正経済再生担当（賃金向上担当）大臣の申し出を受け、「最低賃金引き上げに関する意見交換」を行いました。赤澤大臣は「愛知県には全国の最低賃金の牽引役になってもらいたい」「目安額を超えて引き上げた場合には、国の補助金などによる重点的な支援など、最低賃金引き上げに対応する中小企業・小規模事業者への大胆な後押しを検討している」と説明しました。翌20日には、大村知事が臨時記者会見を開き、「気持ちとしては目安を超える引き上げ」「目安額以上での決着が望ましい」との考えを示し、「今日中に審議会長に（この意見を）届ける」と述べました。県民生活と県経済に責任を持つ知事として、最低賃金の引き上げについて初めて明確な姿勢を示したものです。

また、2026年1月27日に開催された「愛知県公契約に関する協議の場」では、愛知ビルメンテナンス協会の吉田治伸会長が「最低賃金について、ハワイは2,200円、ドイツは2,300円、日本より韓国の方が高い。ベトナムの技能実習生の若い人も日本に来なくなっている。日本も最低賃金を2,000円程度にしてほしい」と発言しました。

愛知県には現在約21万人の外国人労働者がおり、そのうち技能実習生は約2割を占めています。これらの外国人労働者は、愛知県経済を支える重要な労働力となっています。

日本の企業の99.7%は中小企業であり、労働者の約7割が中小企業で働いています。中小企業における賃金の大幅な引き上げは極めて重要ですが、その体力を十分に持たない企業も少なくありません。地域経済を支える主役である中小企業が最低賃金の引き上げに対応できるよう、特別な支援策と十分な財政措置が求められます。

全国では賃金引き上げのため、岩手、山形、茨城、群馬、山梨、長野、富山、福井、広島、徳島、佐賀、大分の各県（全労連調べ・2025年8月現在）が中小企業への独自助成を実施しています。また、新たに鳥取、奈良、秋田、石川の各県知事などが中小企業支援策やそのための予算確保を表明するなど、地方から賃金を引き上げる取組が加速しています。

2024年改定で「徳島ショック」と呼ばれた徳島県では、県民所得や県内総生産などの実情にふさわしい最低賃金とすべきとして、知事自身や県議会が審議会に対して要請や意見陳述を行うとともに、中小企業の賃上げが円滑に行えるよう「徳島県賃上げ支援事業」「賃上げ応援！徳島県生産性向上投資促進事業」などを実施しました。その結果、徳島県の実質賃金は全国平均を数ポイント上回るとともに、倒産の増加や有効求人倍率の低下などの変化は見られないとされています。

しかしながら、近年の愛知県最低賃金は中央最低賃金審議会の目安額を上回る引き上げが行われておらず、その最大の理由として中小企業の支払能力が課題とされています。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を愛知県に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 愛知地方最低賃金審議会に対し、積極的な引き上げが行われるよう愛知県として積極的な役割を果たすこと。
2. 最低賃金の引き上げに中小企業・小規模事業者が円滑に対応できるよう、賃上げ支援策や生産性向上支援を充実させるとともに、必要な財政措置を講じること。



【意見書案②】愛知県宛

愛知県最低賃金の適切な引上げに愛知県が積極的な役割を発揮することを求める意見書(案)

近年の物価上昇は県民生活に大きな影響を及ぼしており、県民の生活の安定と地域経済の持続的な発展を図るためには、賃金の向上が重要な課題となっている。とりわけ最低賃金は、非正規労働者をはじめ多くの労働者の賃金水準に影響を及ぼすものであり、その適切な引上げは生活の安定や消費の拡大を通じて地域経済の活性化にも寄与するものと期待されている。

愛知県内においても、多くの非正規労働者や若年労働者が働いており、最低賃金の動向は県民生活に密接に関わっている。また、近年は人手不足が深刻化する中で、働く人材の確保や地域産業の持続的な発展を図る観点からも、賃金水準の向上は重要な課題となっている。

一方で、県内企業の大多数を占める中小企業・小規模事業者は地域経済と雇用を支える重要な存在であり、最低賃金の引上げを着実に進めていくためには、中小企業の経営環境の改善や生産性向上への支援をあわせて推進していくことが必要である。

全国では、賃金引上げを後押しするため、中小企業に対する独自の支援策を講じる自治体も広がっており、地方から賃金向上の取組を進めていく動きが見られる。

愛知県においても、県民生活の向上と地域経済の持続的な発展を図るため、積極的なとりくみを求めたい。よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 愛知地方最低賃金審議会に対し、積極的な引き上げが行われるよう愛知県として積極的な役割を果たすこと。
 2. 最低賃金の引き上げに中小企業・小規模事業者が円滑に対応できるよう、賃上げ支援策や生産性向上支援を充実させるとともに、必要な財政措置を講じること。
- 以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

愛知県知事 宛

〇〇〇議会
議長

2026 年 5 月 11 日

半田市議会議長 様

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する
公契約法の制定を求める意見書の提出を求める陳情

現在、「公契約条例」の制定は、個々の地方公共団体の努力によって全国で広がり、91 自治体に達しています。そのうち愛知県内の自治体が約 4 分の 1 を占めており、公契約における労働条件の確保に向けた取組が広がっています。

2009 年 7 月に施行された公共サービス基本法は、第 11 条において「国及び地方公共団体は、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるようにするため、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備に関し必要な施策を講ずるよう努めるものとする」と定めています。

また、公共工事の発注に関しては、一昨年、持続可能な建設業の実現を目指し、「担い手確保」「生産性向上」「地域における対応力の強化」を目的として、品確法、建設業法及び入契法を一体的に改正する、いわゆる「第三次・担い手 3 法」が成立しました。改正された品確法では、担い手確保や地域建設業の維持、生産性向上を柱とし、公共工事が先導的役割を果たす施策が盛り込まれました。また、改正建設業法では、民間工事を含め、発注者である地方公共団体にも請負契約において遵守すべき内容が定められました。

そもそも公共サービス基本法制定の背景には、行政の「コストカット」を目的とした公共サービスの民間開放が無秩序に進められたことがある。その結果、低賃金かつ不安定雇用で働く公契約事業従事者、いわゆる「官製ワーキングプア」が生み出され、公共サービスの質の低下を招き、ひいては住民のいのちと暮らしにも悪影響を及ぼす事態が生じたことへの反省がありました。

政府も「コストカット型経済の是正」に言及し、地方創生 2.0 の基本構想においても、「安心して働き、暮らせる地方の生活環境の創生」を掲げています。さらに、骨太の方針 2025 においても、30 年続いたコストカット型経済からの脱却を進め、「賃上げを起点とした成長型経済」への転換を基本方針として掲げるなど、公契約法の制定に向けた社会的環境は大きく変化しています。

一方で、足元では中東情勢等の影響により、エネルギー価格や資材調達コストの高騰が続き、労務費も上昇しています。こうした状況のもとでは、スライド条項の適切な活用を含め、地域の担い手である企業等の維持・成長と労働者の保護・確保を図ることが不可欠です。国の責任において、公共サービス基本法第 11 条の理念を実効あるものとするための公契約法を速やかに制定することが求められています。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 「公共サービス基本法」第 11 条を確実に履行できるよう、同法第 4 条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。
2. 公契約事業従事者の適正な賃金・労働条件の確保と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。

以上
愛知県
半田市役所
26.5.15
8 半議第 452 号
受付 陳-9

【意見書案③】国宛

公契約事業従事者の適正賃金と安定雇用を確保する公契約法の制定を求める意見書(案)

2009年7月に施行された公共サービス基本法は、第11条において、安全かつ良質な公共サービスが適正かつ確実に実施されるよう、公共サービスの実施に従事する者の適正な労働条件の確保その他の労働環境の整備について、国及び地方公共団体が必要な施策を講ずるよう努めることを定めている。

近年、公共工事や公共サービスを担う人材の確保は大きな課題となっている。2024年には、建設業の深刻な人手不足や高齢化への対応を目的として、品確法、建設業法及び入契法を一体的に改正する、いわゆる「第三次・担い手3法」が成立し、適正な労務費の確保や働き方改革の推進が図られた。

また、2026年1月には、中小企業がコスト上昇分を取引価格へ円滑に反映できるようにすることを目的として、「中小受託取引適正化法（取適法）」が施行され、取引の適正化に向けた制度整備も進められている。

しかしながら、これらの制度は主として取引の適正化や産業政策を目的としたものであり、公契約において従事する労働者の賃金水準や労働条件を直接的に保障する仕組みとはなっていない。

公共サービス基本法制定の背景には、公共サービスの民営化が進む中で、低賃金かつ不安定雇用で働く、いわゆる「官製ワーキングプア」が生じたことへの反省があった。公共サービスの質を維持・向上させるためには、その担い手である労働者の適正な賃金と安定した雇用の確保が不可欠である。

加えて、近年は物価高騰や災害対応など、地域社会を支える公共サービスの重要性が一層高まっている。地域の担い手である企業の持続的発展と、そこで働く労働者の処遇改善を同時に進めることが、持続可能な地域社会の構築にとって重要である。公共サービス基本法の理念を実効あるものとするのが求められる。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 「公共サービス基本法」第11条を確実に履行できるよう、同法第4条に規定された国の責務を早期かつ十全に果たすこと。
2. 公契約事業従事者の適正な賃金・労働条件の確保と雇用の安定・継続を保障する「公契約法」を早期に制定すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

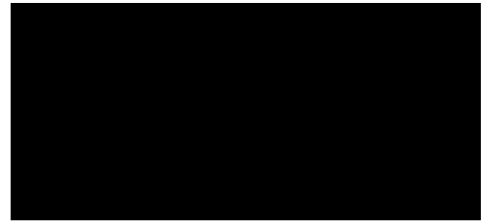
2026年 月 日

内閣総理大臣 宛
総務大臣
厚生労働大臣
国土交通大臣
経済産業大臣

〇〇〇議会
議長

2026年5月11日

半田市議会議長 様



住民の安全・安心を支える行政サービス体制・
機能の充実を求める意見書の提出を求める陳情

国の行政機関の定員管理に当たっては、2014年7月に閣議決定された「国家公務員の総人件費に関する基本方針」などに基づき、定員合理化目標数が一方的かつ一律に決定されてきました。

各府省は、こうした定員合理化目標数を上回る定員要求を実現するため、「新たな行政需要」を自ら捻出する必要があり、それが行政サービスの需要と供給のアンマッチにつながっています。そうした定員合理化目標数を前提とする定員の再配置は、適正な人的体制を確保できないまま業務の肥大化を助長しつつ、国民のニーズに適応するための組織体制を弱体化させてきました。現在の定員管理政策は、すでに破綻していると言わざるを得ません。

また、そのように脆弱化した職場の人的体制は、①職員の超過勤務に依存した恒常的な長時間・過密労働の蔓延、それに伴う健康被害とハラスメントの誘発、②新規採用の縮減による年齢別人員構成の不均衡と組織の専門的な能力の減退、③定員外職員である非常勤職員の増大に伴う「官製ワーキングプア」の蔓延、④両立支援制度の形骸化など、ワークライフバランスを実現できない職場環境、⑤業務量に見合わない給与水準の満足度と職務へのモチベーションの低下、⑥こうした実態が複合的に影響した加速度的な若者の「公務員離れ」など、さまざまな弊害の根源的な要因となっています。

2024年6月には、定員合理化の割合の半減など、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」が10年ぶりに一部変更されましたが、定員管理政策の在り方は、依然として各府省の再配置を中心としたものであり、諸問題の解消を期待できるものではありません。

政府が実現すべきは、新自由主義的な「行政改革」が招いた行政体制の脆弱性を是正するため、現在の定員管理政策を早急かつ抜本的に転換するとともに、各府省の基盤的業務に従事する職員を増員し、国民本位の行財政・司法の確立、公務・公共サービスの拡充、職場の勤務環境の改善などを実現することです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 「行政機関の職員の定員に関する法律」（総定員法）を廃止するとともに、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を撤回し、柔軟な定員管理を実現するなど、国家公務員を増員すること。



以上

陳-16

【意見書案④】国宛

住民の安全・安心を支える行政サービス体制・機能の充実を求める意見書(案)

国の行政機関の定員管理に当たっては、2014年7月に閣議決定された「国家公務員の総人件費に関する基本方針」などに基づき、定員合理化目標数が一方的かつ一律に決定されてきた。

各府省は、こうした定員合理化目標数を上回る定員要求を実現するため、「新たな行政需要」を自ら捻出する必要があり、それが行政サービスの需要と供給のアンマッチにつながっている。そうした定員合理化目標数を前提とする定員の再配置は、適正な人的体制を確保できないまま業務の肥大化を助長しつつ、国民のニーズに適応するための組織体制を弱体化させてきた。現在の定員管理政策は、すでに破綻していると言わざるを得ない。

また、そのように脆弱化した職場の人的体制は、①職員の超過勤務に依存した恒常的な長時間・過密労働の蔓延、それに伴う健康被害とハラスメントの誘発、②新規採用の縮減による年齢別人員構成の不均衡と組織の専門的な能力の減退、③定員外職員である非常勤職員の増大に伴う「官製ワーキングプア」の蔓延、④両立支援制度の形骸化など、ワークライフバランスを実現できない職場環境、⑤業務量に見合わない給与水準の満足度と職務へのモチベーションの低下、⑥こうした実態が複合的に影響した加速度的な若者の「公務員離れ」など、さまざまな弊害の根源的な要因となっている。

2024年6月には、定員合理化の割合の半減など、「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」が10年ぶりに一部変更されたが、定員管理政策の在り方は、依然として各府省の再配置を中心としたものであり、諸問題の解消を期待できるものではない。

政府が実現すべきは、新自由主義的な「行政改革」が招いた行政体制の脆弱性を是正するため、現在の定員管理政策を早急かつ抜本的に転換するとともに、各府省の基盤的業務に従事する職員を増員し、国民本位の行財政・司法の確立、公務・公共サービスの拡充、職場の勤務環境の改善などを実現することである。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 「行政機関の職員の定員に関する法律」（総定員法）を廃止するとともに、「国家公務員の総人件費に関する基本方針」及び「国の行政機関の機構・定員管理に関する方針」を撤回し、柔軟な定員管理を実現するなど、国家公務員を増員すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

衆議院議長 宛
参議院議長
内閣総理大臣
財務大臣
総務大臣

〇〇〇議会
議長

2026 年 5 月 11 日

半田市議会議長 様

地方財政の拡充を求める意見書の提出を求める陳情

2026 年度地方財政計画では、地方の一般財源総額は大きく増加しました。公務員の給与改定に伴う人件費として 6,800 億円程度が計上され、会計年度任用職員の給与等について一般行政経費から給与関係費に移し替えて計上されたことは重要です。また、物価高や官公需の価格転嫁への対策が一定強化されました。しかし、これらはいくまで国の考える標準的な経費に対する措置であり、地方自治体が住民の福祉の増進を図るうえで現に必要としている財政需要には遠く及びません。さらに、これほど急激な物価高騰・人件費増の中においては、単年度での歳出増加が著しく、基準財政需要額の増額に留まる対応だけでは、地域の実情に応じたきめ細やかな行政運営は困難です。

近年、地方自治体の財政は厳しさを増す一方です。その背景には、急激な物価等の高騰だけでなく、デジタル化の推進やこども未来戦略、いわゆる給食無償化など、国の主導によって全国一律に実施を求められる政策の経費増大があります。必要な政策であっても、税源移譲を伴わない経費の増大は地方財政を硬直化させ、地方独自のとりくみを阻害しかねません。財源不足は、業務量に見合った人員が確保されない職場実態につながり、多くの離職も生んでいます。民間事業者に頼っている福祉施設や委託・請負先の経営、労働者の処遇にも大きな影響が出ています。

国に求められるのは、公正な税制によってナショナルミニマムを保障する財源を確保することで地方財政を抜本的に拡充し、地域に根差した住民サービスを担う「公共」を再生することです。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 物価・燃料費高騰や、人事院勧告に伴う地方公務員(会計年度任用職員を含む)の給与改定による人件費の増加、サービス・施設管理等の委託料の増加、公立病院の経営悪化等に対応するための財源措置を大幅に拡大すること。その財源は、普通交付税ではなく税源移譲によって確保すること。当面は特別交付税や国庫補助金で対応すること。
2. デジタル化の推進やこども未来戦略、いわゆる給食無償化など、国の主導によって全国一律に実施を求められる政策に係る新たな財源や負担については全額を国が負担すること。特に、標準準拠システム・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費については、一時的な対応に留まらず、恒久的な財源確保を行うこと。少なくとも、地方交付税措置(基準財政需要額への算入)に留まらず、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、不交付団体も含めたすべての地方自治体に必要な財源を保障すること。
3. 地方交付税の算定にあたっては、地方交付税法定率の抜本的な引き上げを行うこと。基準財政需要額は、地方自治体が住民福祉の増進を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定し、人件費や人員の削減、公の施設の統廃合・民間移管など業務改革の取組等の成果を基準財政需要額の算定へ反映する仕組みを廃止すること。
4. 当分の間税率や環境性能割の廃止に伴う地方財政への影響について、地方特例交付金による対応ではなく、新たな税源移譲等により恒常的な対応を行うこと。
5. 税の原則に反する「ふるさと納税制度」を廃止し、寄付税制に戻すこと。



以上

陳-11

【意見書案⑤】国宛

地方財政の拡充を求める意見書(案)

2026年度地方財政計画で、地方の一般財源総額は大きく増加した。公務員の給与改定に伴う人件費として6,800億円程度が計上され、物価高や官公需の価格転嫁への対策が一定強化された。しかし、これらはあくまで国の考える標準的な経費に対する措置であり、地方公共団体が住民の福祉の増進を図るうえで現に必要としている財政需要には遠く及ばない。さらに、これほど急激な物価高騰・人件費増の中においては、単年度での歳出増加が著しく、基準財政需要額の増額に留まる対応だけでは、地域の実情に応じたきめ細やかな行政運営は困難である。

近年、地方自治体の財政は厳しさを増す一方である。その背景には、急激な物価等の高騰だけでなく、デジタル化の推進やこども未来戦略、いわゆる給食無償化など、国の主導によって全国一律に実施を求められる政策の経費増大がある。たとえ必要な政策であっても、税源移譲を伴わない経費の増大は地方財政を硬直化させ、地方独自のとりくみを阻害する恐れがある。財源不足は、業務量に見合った人員が確保されない職場実態につながり、多くの離職も生じている。民間事業者に頼っている福祉施設や委託・請負先の経営、労働者の処遇にも大きな影響が出かねない。

国に求められるのは、公正な税制によってナショナルミニマムを保障する財源を確保することであり、地方財政を抜本的に拡充し、地域に根差した住民サービスを保障することである。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 物価・燃料費高騰や、人事院勧告に伴う地方公務員(会計年度任用職員を含む)の給与改定による人件費の増加、サービス・施設管理等の委託料の増加、公立病院の経営悪化等に対応するための財源措置を大幅に拡大すること。その財源は、普通交付税ではなく税源移譲によって確保すること。当面は特別交付税や国庫補助金で対応すること。
2. デジタル化の推進やこども未来戦略、いわゆる給食無償化など、国の主導によって全国一律に実施を求められる政策に係る新たな財源や負担については全額を国が負担すること。特に、標準準拠システム・ガバメントクラウド移行後のシステム運用経費については、一時的な対応に留まらず、恒久的な財源確保を行うこと。少なくとも、地方交付税措置(基準財政需要額への算入)に留まらず、新たな税源による基準財政収入額への算入をあわせて行い、不交付団体も含めたすべての地方自治体に必要な財源を保障すること。
3. 地方交付税の算定にあたっては、地方交付税法定率の抜本的な引き上げを行うこと。基準財政需要額は、地方自治体が住民福祉の増進を図るために現に必要としている財政需要をもとに算定し、人件費や人員の削減、公の施設の統廃合・民間移管など業務改革の取組等の成果を基準財政需要額の算定へ反映する仕組みを廃止すること。
4. 当分の間税率や環境性能割の廃止に伴う地方財政への影響について、地方特例交付金による対応ではなく、新たな税源移譲等により恒常的な対応を行うこと。
5. 税の原則に反する「ふるさと納税制度」を廃止し、寄付税制に戻すこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

内閣総理大臣 宛
財務大臣
総務大臣

〇〇〇議会
議長

2026 年 5 月 11 日

半田市議会議長 様

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に
改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書の提出を求める陳情

2024 年 4 月の内閣府令により、4・5 歳児の保育士配置基準が 30 対 1 から 25 対 1 へ 76 年ぶりに改定され、それに対応する加算措置が設けられました。また、2015 年より加算措置が行われていた 3 歳児についても、20 対 1 から 15 対 1 へ最低基準が改定され、2028 年 4 月からはようやく完全実施となります。しかし、4・5 歳児については、人材確保に困難を抱える保育現場で混乱が生じないようにとの理由から「当分の間」は従前の基準により運営することも妨げないという期間の定めのない経過措置が設けられています。2025 年 7 月 1 日時点の配置改善の状況等を調査したことも家庭庁のまとめでは、配置改善の実施状況は 3 歳児は全体で 97.2%、4・5 歳児は全体で 93.9%の実施率と高水準でほぼ変わらず、4・5 歳児についても早急に完全実施し、施設や地域による格差をなくすべきです。

2025 年度からは、先延ばしにされていた 1 歳児の保育士配置についても、配置改善のための加算措置がされました。しかし、取得のためには複数の要件があり、こども家庭庁の調査では 2025 年 7 月 1 日時点で 1 歳児 5 対 1 の配置を行っている施設が 87.7%にも関わらず、加算を取得している施設は 47.1%にとどまっています。特に「平均勤続年数 10 年以上」を満たしている施設は 50.6%であり、ベテラン職員が少ないからこそより多くの保育士の配置が必要であるという現場の声との間に大きな矛盾がある要件です。現在の基準では一人ひとりを大切にしたい保育ができないという現場の声は切実であり、保育士の定着にも大きく影響しています。1 歳児についても 3・4・5 歳児と同様、内閣府令による最低基準の改正と、そのための予算の確保、ナショナルミニマムとしての早急な完全実施が求められます。日本の保育士 1 人あたりの子どもの人数は欧州先進諸国の約 2 倍と大きく立ち遅れています。世界水準を見据えた保育士配置基準のさらなる改善が必要です。

保育士確保困難であるのは事実ですが、その大きな要因は、有資格者の 6 割が「潜在保育士」であり、保育施設等に勤務していないことにあります。「現状の保育施設で働きたい保育士」が不足していることに問題があるのです。保育士の賃金については、いまだ全産業平均と比べて 5 万円近く低い状況です。保育士の担う役割は、子どもの保育のみならず、家庭支援など今まで以上に大きくなっています。保育の担い手を確保し、保育士の専門性を高め、保育をより充実させていくためには、長時間開所による変則的なシフトや多様な保育要求に応える保育士の勤務実態に見合った公定価格への改善が急務です。

2025 年 4 月からは改正育児・介護休業法が施行され、子の看護等休暇の拡充、10 月からは「柔軟な働き方を実現するための措置」も義務化されました。保育現場においても子育てしながら働き続けることができる職場づくりの必要性は例外ではありません。ベテラン・中堅職員である子育て世代の定着は、保育の質の確保のためにも重要です。両立支援を実効性あるものとするためにも、子どもが病気の際など安心して休暇を取得し、時短勤務を取得できるよう、代替職員等の配置を可能とする財政措置が不可欠です。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善すること。
2. 保育士の賃金水準の抜本的な引き上げなど、さらなる処遇の改善を図ること。
3. 両立支援のため、子の看護等休暇等を有給で取得できるよう財政措置を行うこと。



【意見書案⑥】 国宛

保育所職員の人材定着・確保のため保育士配置基準と公定価格を抜本的に改善し、離職しない保育職場の実現を求める意見書(案)

2024年4月の内閣府令により、4・5歳児の保育士配置基準が30対1から25対1へ76年ぶりに改定され、それに対応する加算措置が設けられた。また、2015年より加算措置が行われていた3歳児についても、20対1から15対1へ最低基準が改定され、2028年4月からはようやく完全実施となる。しかし、4・5歳児については、人材確保に困難を抱える保育現場で混乱が生じないようにとの理由から「当分の間」は従前の基準により運営することも妨げないという期間の定めのない経過措置が設けられている。2025年7月1日時点の配置改善の状況等を調査したことも家庭庁のまとめでは、配置改善の実施状況は、3歳児は全体で97.2%、4・5歳児は全体で93.9%の実施率と高水準でほぼ変わらない。4・5歳児についても早急に完全実施し、施設や地域による格差をなくすべきである。

2025年度からは、先延ばしにされていた1歳児の保育士配置についても、配置改善のための加算措置がされた。しかし、取得のためには複数の要件があり、ことも家庭庁の調査では2025年7月1日時点で1歳児5対1の配置を行っている施設が87.7%にも関わらず、加算を取得している施設は47.1%にとどまっている。特に「平均勤続年数10年以上」の要件を満たしている施設は50.6%であり、ベテラン職員が少ないからこそより多くの保育士の配置が必要であるという現場の声との間に大きな矛盾がある。現在の基準では一人ひとりを大切にしたい保育ができないという現場の声は切実であり、保育士の定着にも大きく影響している。1歳児についても3・4・5歳児と同様、内閣府令による最低基準の改正と、そのための予算の確保、ナショナルミニマムとしての早急な完全実施が求められる。日本の保育士1人あたりの子どもの人数は欧州先進諸国の約2倍と大きく立ち遅れている。世界水準を見据えた保育士配置基準のさらなる改善が必要です。

保育士確保が困難であるのは事実であるが、その大きな要因は、有資格者の6割が「潜在保育士」であり、保育施設等に勤務していないことにある。「現状の保育施設で働きたい保育士」が不足していることに問題がある。保育士の賃金については、いまだ全産業平均と比べて5万円近く低い状況である。保育士の担う役割は、子どもの保育のみならず、家庭支援など今まで以上に大きくなっている。保育の担い手を確保し、保育士の専門性を高め、保育をより充実させていくためには、長時間開所による変則的なシフトや多様な保育要求に応える保育士の勤務実態に見合った公定価格への改善が急務である。

2025年4月からは改正育児・介護休業法が施行され、子の看護等休暇の拡充、10月からは「柔軟な働き方を実現するための措置」も義務化された。保育現場においても子育てしながら働き続けることができる職場づくりの必要性は例外ではない。ベテラン・中堅職員である子育て世代の定着は、保育の質の確保のためにも重要である。両立支援を実効性あるものとするためにも、子どもが病気の際などに安心して休暇を取得し、時短勤務を取得できるよう、代替職員等の配置を可能とする財政措置が不可欠である。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 世界基準の保育環境実現のため、国の定める保育士配置基準をさらに改善すること。
2. 保育士の賃金水準の抜本的な引き上げなど、さらなる処遇の改善を図ること。
3. 両立支援のため、子の看護等休暇等を有給で取得できるよう財政措置を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

内閣総理大臣 宛
こども政策担当大臣
厚生労働大臣
こども家庭庁長官

〇〇〇議会
議長

2026 年 5 月 11 日

半田市議会議長 様

介護・障害福祉職場の 1 人夜勤をなくし、複数配置を
基準とすることを求める意見書の提出を求める陳情

2020 年 11 月、愛知県内の障害福祉サービスの短期入所施設で、30 代男性の職員であり私たちの組合の仲間が 1 人夜勤中に倒れて亡くなりました。利用者は、職員が倒れたことはわかって、身体介助が必要な利用者だったため、不安の中で誰かが助けに来ることを待っていたそうです。朝方にヘルパーの訪問があったため、幸いにも利用者の命は助かりました。この問題を痛切な教訓に、職員と利用者の安全のためにも、「複数夜勤体制」の実現は喫緊の課題です。

2025 年度に私たち春の自治体キャラバン実行委員会が行ったアンケート結果では、愛知県内で夜間の複数配置を取得するための「夜間支援体制加算」の取得状況を確認したところ、愛知県下の介護のグループホーム及び小規模多機能事業所総数 789 件のうち、加算Ⅰの取得が 13 件、加算Ⅱの取得が 28 件と 1 割も満たされていません。障害分野のグループホームも同様に、複数配置を可能とする「夜間支援体制加算」の取得状況を確認したところ、事業所総数 1,082 件のうち、加算Ⅳの取得は 15 件、加算Ⅴの取得は 9 件、加算Ⅵの取得は 2 件と、改善が進んでいない実態は明らかです。障害分野では、厚生労働省の報酬改定検討チームでも、加算の取得がすすんでいないことと支援の質の問題について議論されています。

愛知県医療介護福祉労働組合連合会及び全国福祉保育労働組合東海地方本部がとりくんだ 2023 年度夜勤実態調査では、回答者 296 件のうち、「手をあげそうになったことはあるのか」という設問に対し、「ある」と回答した件数が 101 件と 3 割にのぼりました。その内容には「利用者が眠れず、自分自身にも余裕がない中で、利用者的大声にイライラした時」という回答もあり、1 人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、余裕のない体制の中で虐待にもつながってしまう可能性を高くします。

職員も利用者も誰もが安心して利用できる介護・福祉施設としていくため、夜間の複数配置を国の最低基準として、ただちに実現する必要があります。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を国に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、1 つの単位で常時複数配置を基準とし、それが実現できるように基本報酬を引き上げること。
2. 夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。

以上



【意見書案⑦】 国宛

介護・障害福祉職場の1人夜勤をなくし、複数配置を基準とすることを求める意見書(案)

2020年11月、愛知県内の障害福祉サービスの短期入所施設で、30代男性の職員が1人夜勤中に倒れて亡くなる痛切な事故がおきた。利用者は、職員が倒れたことはわかっても、身体介助が必要な利用者だったため、不安の中で誰かが助けに来ることを待ち、朝方にヘルパーの訪問があったため、幸いにも命は助かったが、職員・利用者の命を守るためにも、「複数夜勤体制」の実現は喫緊の課題である。

2025年度に愛知県労働組合総連合及び日本自治体労働組合総連合愛知県本部が行った春の自治体キャラバンのアンケート結果でも明白である。愛知県内で夜間の複数配置を取得するための「夜間支援体制加算」の取得状況を確認したところ、愛知県内の介護のグループホーム及び小規模多機能事業所総数789件のうち、加算Ⅰの取得が13件、加算Ⅱの取得が28件と1割にも満たしておらず1人夜勤となっている。障害分野のグループホームの「夜間支援体制加算」の取得状況では、事業所総数1,082件のうち、加算Ⅳの取得は15件、加算Ⅴの取得は9件、加算Ⅵの取得は2件と、改善取得は進んでいない。障害分野の報酬改定検討チームでも加算の取得がすすんでいないことは指摘されており、支援の質にもつながる問題である。

愛知県医療介護福祉労働組合連合会及び全国福祉保育労働組合東海地方本部がとりくんだ2023年度夜勤実態調査では、回答者296件のうち、「手をあげそうになったことはあるのか」という設問に対し、101件が「ある」と回答している。その内容には「利用者が眠れず、自分自身にも余裕がない中で、利用者の大声にイライラした時」とあり、1人夜勤の弊害は働く者の健康だけでなく、余裕のない体制の中で虐待にもつながっている。職員も利用者も誰もが安心して利用できる介護・福祉施設としていくため、夜間の複数配置を国の最低基準として、ただちに実現する必要がある。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 介護・障害施設の夜勤体制は、1つの単位で常時複数配置を基準とし、それが実現できるように基本報酬を引き上げること。
2. 夜間労働の実態を把握するため、夜勤の実態調査を行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

内閣総理大臣 宛
厚生労働大臣

〇〇〇議会
議長

2026年5月11日

半田市議会議長 様

教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめ、年間を通じた
教員の未配置を直ちに解消するための施策を求める意見書の提出を求める陳情

全国的な教員不足が全国的な問題となっています。愛知県も同様に、不足している250名の常勤教員を120名の非常勤教員で対応し、130名の配置が無いまま新学期が始まっています。学級担任が始業式に決まらない、プリント学習が続く、複数の学級を一人で授業をおこなうなど、教員未配置による被害者は子どもたちです。また、欠員教員の仕事を他の教員が補い、別の教員が過労で倒れることも起こっています。

教員不足の原因は、長時間過密労働です。毎年率は減ってきているものの2025年4月の45時間を超える時間外勤務教員は、小学校で40%、中学校では55%でした。朝7時過ぎから休憩なしに働き、休日も出勤せざるをえない日常に耐えられず、早期退職する教員は高止まりです。精神疾患での休職者も増えています。このような状況が多くの人に知れ渡った結果、教員を目指す学生等の数も減り続けています。この悪循環を断ち切るためには、教員の大幅増と教員一人あたりの負担軽減をする必要があります。

教育予算削減のために、非正規教員で対応してきたことも教員不足の原因です。愛知県は、小中学校教員の欠員補充者を年々100人近くずつ減らしてきています。それでも2025年度は1,600人を超えています。この中には正規と同じように仕事をし、子どもや保護者、同僚から信頼されているにもかかわらず、試験で何度も不合格とされ希望を失い、転職する人もいます。10年ほど前までは、教員試験に合格しなくとも「教壇に立ちたい」と非正規教員への志願者が多くいました。しかし最近では、頑張っても報われないと教員にこだわる志願者は減ってきています。そのため、現場に来る非正規教員は年々減少し、退職教員で学校を維持しているのが現状です。

任命権者としての愛知県には、教員の長時間過密労働を解消し、非正規教員を正規化し、教員を大幅に増員し、愛知県の義務教育諸学校を持続可能なものにするための責務があります。

つきましては、下記の事項の実現を求める意見書を愛知県に提出していただくよう陳情いたします。

記

1. 教職員の長時間過密労働を解消すること。
2. 非正規教員を正規化し、教員を大幅に増員すること。
3. 年間を通じて、教員の未配置を愛知県教育委員会の責任でなくすこと。

以上



【意見書案⑧】愛知県宛

教職員の長時間過密労働を解消するための実効ある施策をすすめ、
年間を通じた教員の未配置を直ちに解消するための施策を求める意見書(案)

全国的な教員不足が全国的な問題となっている。2025年度は、不足している250名の常勤教員を120名の非常勤で対応し、130名の配置がないまま新学期が始まっているのが愛知県の現状である。未配置の被害者は子どもたちである。欠員教員のため、別の教員が過労で倒れることも起こっている。

教員不足の原因は、長時間過密労働である。2025年4月の45時間超の時間外勤務教員は、小学校で40%、中学校では55%であった。休憩なしに働き、休日も出勤せざるをえない日常に耐えられず、早期退職する教員は高止まりである。精神疾患での休職者も増えている。その結果、教員を目指す学生等の数も減り続けている。この悪循環を断ち切るためには、教員の大幅増と教員一人あたりの負担を軽減する必要がある。

教育予算削減のために、非正規教員で対応してきたことも教員不足の原因である。愛知県の小中学校教員の欠員補充者は1,600人を超えている。正規と同じように仕事をし、子どもや保護者、同僚から信頼されているにもかかわらず、試験で何度も不合格とされ希望を失い、転職する人もいる。10年ほど前には「何としても教壇に立ちたい」と非正規教員への志願者が多くいたが、最近は、頑張っても報われないと教員に拘る志願者は減り、現場に来る非正規教員は年々減少している。退職教員で学校を維持しているのが現状である。

任命権者としての愛知県には、教員の長時間過密労働を解消し、非正規教員を正規化し、教員を大幅に増員し、愛知県の義務教育諸学校を持続可能なものにするための責務がある。

よって、〇〇〇議会は、下記の事項を実現するよう強く要望する。

記

1. 教職員の長時間過密労働を解消すること。
2. 非正規教員を正規化し、教員を大幅に増員すること。
3. 年間を通じて、教員の未配置を愛知県教育委員会の責任でなくすこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

2026年 月 日

愛知県知事 宛
愛知県議会議長
愛知県教育委員会教育長

〇〇〇議会
議長

特別委員会テーマ案

	テーマ	選定理由・調査内容
創造みらい 半田	シニア世代の居場所 づくりについて	高齢者が地域で孤立せず楽しく安心して暮らし続けるための居場所づくりについて
公明党	共生のまちづくり・ インクルーシブ公園 推進	公園からはじめる・誰ひとり取り残さない共生のまち づくりについて
つなぐ未来	学校外アプローチに よる「いじめ解消モ デル」の構築	いじめや不登校は、子どもたちが安心して学校に通い、 同世代の子どもたちと関わりながら学び、等しく教育 を受ける権利に深く関わる重大な課題である。 子どもの人権や尊厳、安心・安全、そして将来を守るた めには、学校現場だけに対応を委ねるのではなく、市全 体で子どもを支える体制を整える必要がある。 国においても、こども家庭庁が「学校外からのアプロ ーチによるいじめ解消の仕組みづくり」に向けた実証事 業を進めており、学校や教育委員会だけでなく、首長部 局を含めた地域全体で子どもを支える体制づくりの重 要性が示されている。 そのため、本調査では、いじめの長期化・重大化を防ぎ、 重大事態への対応を適切に行うことを目的に、教育的 アプローチに加え、学校外の相談・支援体制のあり方 について調査研究する。さらに、子どもや保護者が安心 して声を上げ、必要な支援につながるができる仕組 みを検討し、半田市として子どもたちを全力で守り抜 く「学校外アプローチによるいじめ解消モデル」の構築 を目指す。
チャレンジ はんだ	学校外アプローチに よる「いじめ解消モ デル」の構築	いじめや不登校は、子どもたちが安心して学校に通い、 同世代の子どもたちと関わりながら学び、等しく教育 を受ける権利に深く関わる重大な課題である。 子どもの人権や尊厳、安心・安全、そして将来を守るた めには、学校現場だけに対応を委ねるのではなく、市全 体で子どもを支える体制を整える必要がある。 国においても、こども家庭庁が「学校外からのアプロ ーチによるいじめ解消の仕組みづくり」に向けた実証事 業を進めており、学校や教育委員会だけでなく、首長部 局を含めた地域全体で子どもを支える体制づくりの重 要性が示されている。 そのため、本調査では、いじめの長期化・重大化を防ぎ、 重大事態への対応を適切に行うことを目的に、教育的 アプローチに加え、学校外の相談・支援体制のあり方 について調査研究する。さらに、子どもや保護者が安心し

		て声を上げ、必要な支援につながるることができる仕組みを検討し、半田市として子どもたちを全力で守り抜く「学校外アプローチによるいじめ解消モデル」の構築を目指す。
--	--	---

【参考】常任委員会の閉会中の調査テーマ

委員会名	テ ー マ
総務委員会	大規模地震を見据えた災害対応体制の強化について
文教厚生委員会	教育現場における情報モラルについて
建設産業委員会	赤レンガ建物を核とした滞在型観光と地域経済循環について

特別委員会の設置および委員割振

	特別委員会			特別委員会			計
	正	副	委員	正	副	委員	
創造みらい半田							9名
公明党							3名
つなぐ未来							2名
チャレンジはんだ							2名
無所属							3名
計	1名	1名	名	1名	1名	名	19名

※正副議長、監査委員は除く

() 特別委員会 (定数 人)

設置目的： (

() 特別委員会 (定数 人)

設置目的： (

資料 8

様式 2-5 【議案の提出について（事前通告用（議運提出用））】

8 年 6 月 5 日

半田市議会議長

澤田 勝 殿

提案者	半田市議会議員	渡邊 昭司
賛成者	"	沢田 清
"	"	石川 英之
"	"	田中 嵩久
"	"	鈴木 英華
"	"	山本 裕介
"	"	岩田 玲子
"	"	鈴木 亨彦
"	"	神原 瑞輝
"	"	竹内 功治

(議員定数の 1 / 12 以上の者の連署)

議案の提出について

別添のとおり 議案 をまとめましたので、よろしくお取り計らい
くださいますようお願い申し上げます。

記

1. (提出議案種類) 議員提出議案
(議案名) 半田市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

2. 提出理由

別紙の通り



提出理由

将来の人口減少を見据え、持続可能な議会運営と議会機能の維持・向上を図るため、本市の人口動向、近年の市議会議員選挙における立候補状況及び市立半田病院の地方独立行政法人化による議会を取り巻く環境の変化等を総合的に勘案し、将来を見据えた能動的な議会改革として議員定数を削減することとしたため、本条例を改正するものであります

議員提出議案第 号

半田市議会の議員の定数を定める条例の一部改正について

半田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

半田市議会の議員の定数を定める条例の一部を改正する条例

半田市議会の議員の定数を定める条例（平成十二年半田市条例第三十号）の一部を次のように改正する。

本則中「二十二人」を「十八人」に改める。

附 則

この条例は、次の一般選挙から施行する。

会派名 創造みらい半田

テーマ	選定理由・調査内容
全ての役職・委員会の任期について、通年議会を含めたあり方について	

会派名 公明党

テーマ	選定理由・調査内容
AI 活用による議会改革	議会チームとして AI を活用することにより、良質な議決ができるようにする。(リアルタイムに議員間討議の課題を整理する、条文を推敲する等、議会の質を向上)

会派名 つなぐ未来

テーマ	選定理由・調査内容
政策サイクルのあり方について	市民の声を個々の議員活動にとどめず、議会として聴き、整理し、課題を発見し、政策提言へつなげる仕組みを調査研究する。 そのため、福島県会津若松市議会の政策サイクルに代表される市民意見の聴取・整理・課題設定の手法を学ぶとともに、滋賀県大津市議会のミッションロードマップを参考に、改選後4年間を一つのサイクルとして議会活動を計画的に進める仕組みを検討する。 ※参考：島根県浜田市議会、長野県飯田市議会、岐阜県可児市議会など

会派名 チャレンジはんだ

テーマ	選定理由・調査内容
議会改革について 「常任委員会任期の2年制について」	常任委員会の任期を2年とすることで、中長期の調査テーマを設定しやすかったり、年度をまたいだ検証やフォローアップがしやすいといったメリットがあると思われます。常任委員会任期の2年制のメリット、デメリットの検証を希望します。

委員会の動画配信に関する当局からの意見・要望

- ①動画配信を実施する目的は何か。
- ②動画配信以外の手法はないのか。
- ③質疑が議案の範囲を超える場合などは委員長の議事整理をしっかりと行っていただきたい。
- ④質疑を通告制にしてほしい。「〇〇課の〇〇事業について」等簡易でもよい。
(分科会質疑、総括質疑ともに)
- ⑤総括質疑の定義を示してほしい。
- ⑥SNSでの誹謗中傷等を想定し、リスク回避の対策をしておく必要がある。
【議会ICT推進委員会で検討】

資料11

令和8年度 議会選出各種委員等の構成

(氏名は、議席番号順に掲載。)

	委員会・審議会等名称	役職名	人数	あて職	氏名			
1	知多中部広域事務組合議会	議員	6	正副議長、総務委員+3名	中村 和也	芳金 秀展	澤田 勝	石川 英之
					沢田 清	渡邊 昭司		
2	中部知多衛生組合議会	議員	5	正副議長、建産委員+2名	小出 義一	國弘 秀之	芳金 秀展	鈴木 英華
					澤田 勝			
3	知多南部広域環境組合議会	議員	3	議長、建産委員+1名	山本 裕介	田中 嵩久	澤田 勝	
4	半田常滑看護専門学校管理組合議会	議員	4	正副議長、文厚委員+1名	芳金 秀展	澤田 勝	麻生 七海	竹内 功治
5	衣浦港整備促進期成同盟会	委員	2	議長、建産委員長	山本 裕介	澤田 勝		
6	半田市都市計画審議会	委員	5		中村 和也	國弘 秀之	鈴木 英華	山田 清一
					岩田 玲子			
7	阿久比川水系改修期成同盟会	会員	2	議長、建産委員長	山本 裕介	澤田 勝		
8	知多地区道路整備促進期成同盟会	会員	1	議長	澤田 勝			
9	衣浦大橋整備促進期成同盟会	会員	1	議長	澤田 勝			
10	半田連続立体交差事業促進期成同盟会	顧問	1	議長	澤田 勝			
11	矢作川境川流域下水道推進協議会	会員	1	議長	澤田 勝			
12	半田市地域公共交通会議	委員	1		榊原 瑞輝			